国民健康保険制度改革(いわゆる都道府県化)~平成30年度から都道府県が市町村とともに国保を運営~

これまでの経過

平成22年 5月 大阪府知事と府内市町村長との意見交換会

府内統一保険料をめざすことで一致 《前提条件》

- 市町村の責任で累積赤字を処理
- 府一般会計からの法定外繰入れは行わない
- 保険料は下がるところもあれば、

上がるところもある

10月 大阪府・市長会・町村長会三者要望

統一保険料の実現をめざし、市町村との適切な 役割分担のもと、国保制度改革(都道府県化) を要望

平成25年12月 社会保障改革プログラム法成立

(国保制度改革の検討を盛り込む)

平成27年 2月 国保基盤強化協議会

厚生労働省と地方3団体との間で、

「国保制度の見直し」について合意

3月 国保改正法案を含む医療保険制度改革関連法案

を国会に提出

財政基盤の強化策

■総額で毎年約3,400億円の追加公費を投入

【拡充内容】

《消費税財源を活用》

保険者支援制度の拡充 1.664 億円(H27~)

《他の財源を活用》

- 財政安定化基金の創設 200 億円(H27~)※最終 2,000 億円規模を積立
- ・国調整交付金の拡充 700~800 億円規模 ※精神疾患の医療費が高いことに着目した財政支援等
- ・保険者努力支援制度の創設 700~800 億円規模 ※医療費適正化の取組結果に対する財政支援等

都道府県と市町村の役割分担

■都道府県が財政運営責任を担い、統一保険料の設定も可能な仕組みを構築

	現行	改正後	
財政運営	市町村	都道府県 (分賦金方式)	都道
保険料賦課・徴収	市町村	市町村	都道府県内(
資格管理 (被保険者証交付等)	市町村	市町村	国保運営方針」別県内の統一的
保険給付 (医療費の給付等)	市町村	市町村	」を策定
保健事業 (特定健診等)	市町村	市町村	上 方 針

- ・都道府県も保険者として位置づけ、市町村とともに国保を運営
- ・都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や 効率的な事業運営の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、 制度を安定化
- ・都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営 方針を策定し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化等 を推進
- ・市町村は、引き続き、保険料の賦課・徴収、資格管理・保険 給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を 実施

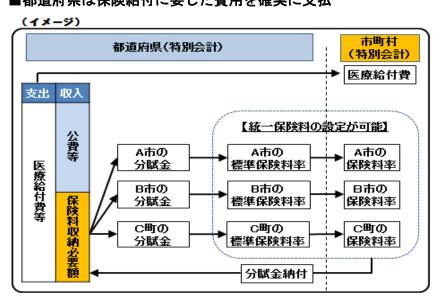
【都道府県と市町村の協議の仕組み】

■都道府県は市町村と協議の上、「国保運営方針」などの 重要事項を国保運営協議会で審議し、決定

【**国 保 選 営 方 針】(イメージ**) ①医療費の見通し ②標準保険料率の算定に関する事項 ③医療費の適正化など、安定的な財政運営の確保に関する事項 @資格管理や保険給付の標準的な事務処理 こ関する事項 ⑤事務の広域化など、効率的な事業運営の確保に関する事項 - 都道府県 市町村 国保運営協議会 - 国保運営協議会・ 都道府県は 国保運営方針等を策定 重要事項の審議 重要事項の審議 する際、意見を聴取 (義務) 被保険者代表 被保険者代表 医療関係代表 医療関係代表 など (事務局) (事務局) 都道府県·市町村 国保運営方針の尊重 市町村 (努力義務)

【財政運営:分賦金方式】

- ■都道府県は事業費納付金(分賦金)を決定するとともに、 標準保険料率を提示 (統一保険料の設定も可能)
- ■市町村は保険料率を決定、賦課徴収の上、事業費納付金を納付
- ■都道府県は保険給付に要した費用を確実に支払



ほか